

◎確定申告時における控除について

■医療費控除

健康保険の医療費通知を添付すると、「医療費控除の明細書」のうち明細の記入を省略できます。
※市国民健康保険の11・12月診療分の医療費通知は3月上旬に発送します。確定申告時に届かないものは、「医療費控除の明細書」に明細を記入してください。

☎ 国保年金課 (☎ 82-1179)

■障害者控除

令和元年12月31日現在、65歳以上で要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。高齢福祉課に介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類(運転免許証等)を持参し、申請してください。

☎ 高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

■社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

●納付書または口座振替で納めている人

納付済確認書でお知らせします。

●年金からの天引きで納めている人

公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。

●両方の方法で納付している人

納付済確認書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

※非課税年金(障害年金、遺族年金等)から保険料が差し引かれている場合は源泉徴収票が発行されません。確定申告をする人には納付済確認書を発行します。国民健康保険料と後期高齢者医療保険料は国保年金課まで、介護保険料は高齢福祉課までご連絡ください。

☎ 国保年金課 (☎ 82-1177, 82-1209)

☎ 高齢福祉課介護保険係 (☎ 82-1172)

パソコン等で申告書の作成・提出が便利!

申告会場は大変混み合います。自宅で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

自動計算機能で
入力が簡単!

前年データが
利用可能!

申告会場に
出向く必要なし!

いつでも
利用可能!



◎e-Taxの特長

- 源泉徴収票などの提出を省略できる(ただし、確定申告期限から5年間は、書類の提出や提示を求められることがあります)
- 還付申告が早く処理される

<http://www.nta.go.jp>

スマートフォン等
専用のQRコード▶



税理士による税金の無料相談

税理士が税に関する相談に応じます。確定申告の内容に限らず、税に関することから何でもご相談ください。申し込みは不要です。



とき 2月16日(日)
10:00 ~ 16:00

ところ おのだサンパーク1階
西館サンフェスタステージ横

☎ 厚狭税務署 (☎ 72-0180)